

令和 5,6 年度の福島県スキー連盟役員候補者の評議員推薦について

(補足説明等)

福島県スキー連盟
理事長・阿部 幸喜

福島県スキー連盟
評議員各位

平素から本連盟の運営に多大なるご助力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、掲題件につきましては既に郵送文書にてご依頼申し上げたところですが、規約改正後の最初の役員選考でもあり、一部評議員の皆様からご質問が寄せられております。そこで、以下に Q&A 形式でお答えいたしたく存じます。

また、ご質問等に即し一部加筆修正した推薦依頼書、推薦書を添付いたします（既に郵送した推薦書をご利用いただいても構いません）。

なお、ご参考まで現行規約の役員選考に係る部分を抜粋掲載させていただきました。

1. Q：会長の推薦は誰が行うのですか？

A：評議員が推薦します。

・第 13 条の 2 評議員会に付議する事項は次のとおりとする。

(4) 役員を選出

・第 16 条 会長、副会長、理事、監事は役員選考委員会が候補者を選考し、理事会の承認を経て、評議員会の議決により選出する。

また、**会長および副会長**： 所属団体は選考委員会に会長候補者を推薦するが、候補者は副会長、理事長または本部長経験者を原則とする。

とあります。役員決定者は評議員であることから推薦者も評議員とするのが妥当と考えられ、一般的です。「所属団体は選考委員会に会長候補者を推薦する」とありますが、必要であれば今後評議員会にて、「評議員は」または「所属団体（の評議員）は」と文言を修正した方が良いのかもしれませんが。

2. Q：会長や地区選出理事は、所属団体内の人を推薦するのですか？

A：違います。もちろん所属団体内の方を推薦するのも構いませんが、

会長および監事は所属団体のみならず、広く全県の県連会員から有為な方をご推薦ください。また、地区選出理事も広く所属団体の属する地区の会員からご推

薦ください。

3. Q: 推薦者がいない場合は推薦書の提出は必要ないのですか。

A: 推薦者がいない旨ご返事ください。

4. Q: 所属団体に評議員が複数います。

A: 各評議員がご推薦ください。

5. Q: 役員の決定のフローはどうなっているのですか？

A: 本部推薦役員、評議員推薦役員は、それぞれ各本部、評議員から役員選考委員会に推薦⇒役員選考委員会⇒(理事会に報告)⇒評議員会で承認・決定。 会長推薦理事は、会長⇒評議員会に提出、承認・決定

福島県スキー連盟役員候補者の評議員推薦者を推薦下さい

令和 年4月 日
福島県スキー連盟役員選考委員会委員長
阿部 幸喜

福島県スキー連盟 評議員各位

令和 5,6 年度の役員候補者のうち、評議員よりの推薦者を以下の要領に従いご推薦いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 福島県スキー連盟規約に従い、別紙推薦書様式をもってご推薦ください。
2. 各被推薦者の承諾書を必ず添付ください。
3. 推薦の期限を、令和 4 年 5 月 16 日(月)、連盟事務局必着とします。

以上

評議員推薦の役員候補者推薦書

所属団体 _____

評議員氏名 _____

所属地区 _____

以下の方々を推薦申し上げます。

連盟会長 (常任理事)

推薦者なし

地区選出理事 1

地区選出理事 2

地区選出理事 3

推薦者なし

* 推薦定数： 県北 2, 県中南 1, 会津 3, 浜通り 1

定数以下の推薦を願います。

監事

推薦者なし

(参考)

福島県スキー連盟規約 (抜粋)

(第4章 評議員、役員等)

〈評議員会〉

第13条 評議員会は各所属団体で登録人員101名以上の団体から3名、51～100名までの団体から2名、50名以下の団体から1名を選出する評議員をもって構成する。

2 評議員会に付議する事項は次のとおりとする。

- (1) 規約の改正
- (2) 事業の計画と報告
- (3) 予算及び決算
- (4) 役員を選出
- (5) その他重要事項

〈役員〉

第14条 本連盟に次の役員を置く。

会長	1名	副会長	各本部担当	中体連	高体連	5名
理事長	1名	副理事長	3名	各本部	副本部長	1名
理事	若干名	監事	若干名	事務局員		若干名

〈名誉会長、顧問、参与〉

第15条 本連盟は必要に応じ、評議員会の推薦により、名誉会長、顧問、参与を置くことができる。

〈選出方法〉

第16条 会長、副会長、理事、監事は役員選考委員会が候補者を選考し、理事会の承認を経て、評議員会の議決により選出する。

- 2 役員選考委員会は、改選前の理事長・副理事長3名(各本部長)・監事1名・評議員代表者4名(各地区より1名ずつ)をもって構成する。評議員代表者は改選前年度の評議員会で予め選出する。委員長は理事長とする。また、選考委員が委員会に欠席する場合はそれぞれ必ず代理者を出席させる。(本部長にあつては副本部長、監事の場合は監事、地区評議員では同一地区評議員から代理者を選ぶ)。なお、会長は選考委員会の求めに応じ意見を述べることができる。

会長および副会長： 所属団体は選考委員会に会長候補者を推薦するが、候補者は副会長、理事長または本部長経験者を原則とする。副会長候補者は各本部および高体連・中体連からそれぞれ1名を選考委員会に推薦する。なお、初任の会長・副会長候補者は被推薦時満70歳、再任時では満78歳を超えないものとする。

本部推薦理事： 各本部は各本部の本部長予定者1名、副本部長予定者1名に加

え各2名ずつを理事として選考委員会に推薦する。この他、各本部のSAJ専門委員については1名ずつを理事として推薦できる。また、競技本部では、高体連・中体連より各1名の理事推薦を受ける。

地区推薦理事： 所属団体は地区推薦理事として理事候補者を選考委員会に推薦する。各地区の理事定数は、県北地区2名、県中南地区1名、会津地区3名、浜通り地区1名とする。

会長推薦理事： 会長は理事長候補者を含め5名以内の理事を評議員会に推薦できる。

監事： 所属団体が選考委員会に推薦する。

なお、役員の選考にあたっては、有識者、若い方や女性を優先する。

- 3 役員の推薦にあたっては、推薦書と本人の承諾書を選考委員会開催日までに事務局に提出する。選考委員会はこれら候補者を含めて役員選考にあたる。